

今後の青少年の体験活動の推進について（中間報告（案））【概要】

中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会
青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会

1. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について

(1) 体験活動の定義について

- 主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」
- 体験活動は、大きく①生活・文化体験活動、②自然体験活動、③社会体験活動に分類される。

(2) 青少年の体験活動の意義について

- 仲間とのコミュニケーション等による他者への共感や日本人としての心の成長
- 規範意識や道徳心の育成、「思いやり」や「礼儀正しさ」など日本古来の精神性を学ぶこと
- 海外での体験などによる次代のリーダー育成
- ニート・引きこもり等の問題の未然防止、メンタル不全への対応

(3) 青少年の体験活動の効果について

- 子どもの頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養等が高い傾向にある。
- 発達段階に応じて効果的な体験活動が異なることを踏まえて、学校、家庭、地域等で実状に応じた体験活動を行うことが効果的である。

2. 現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について

- 公立青少年教育施設の激減、社会教育主事の減少などにより、体験活動の機会は急速に減少。保護者の経済力等により、体験活動の機会に「格差」が生じているとの指摘がある。
- 若年層の鬱病件数の増加やコミュニケーション不足の課題が深刻化していること等について、体験活動の不足も一つの要因であると考えられる。
- 青少年の生きる力を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。

- 学校では、体験活動の重要性が必ずしも認識されておらず、教員の多忙化等により、体験活動の機会の確保が十分になされていない。

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

(1) 学校教育における体験活動の推進について

①学校教育における子どもの体験活動の推進

- 学校における体験活動を充実していくことが必要であり、教育委員会等において学校教育と社会教育が連携して学校を支援していくことが必要である。

②教員の体験活動に関する指導力向上

- 養成段階や現職段階において、体験活動を実施する際の指導力向上のための機会を積極的に設ける必要がある。

③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

- 大学生を対象とした様々な体験活動の機会が、社会を出る前の重要な経験となることから、東京大学等で検討中の「ギャップターム期間」中において、体験活動を推進するため、社会全体で支援していく必要がある。

(2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について

①体験活動に関する理解の促進

- 体験活動の意義や効果、社会人として必要とされる資質能力等の育成に体験活動がどのように有効か等について保護者に積極的に情報発信し、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備を検討する必要がある。
- 取組事例や体験活動プログラムなどの効果的な周知を図る。

②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

- 地域や家庭が果たす役割は大きく、学校・家庭・地域が連携した体験活動を推進する。
- 学校での体験活動においては、地域の人々と交流するなど地域との連携が極めて重要であるため、学校・家庭・地域が連携して、体験活動を意識的に提供する必要がある。

③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進

- 民間団体の活動に加え、近年、民間企業が社会貢献活動として体験活動の場を提供しているケースが多く見らる。国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携が必要である。

④体験活動の評価・顕彰制度の創設

- 体験活動を積極的に行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、イギリスの事例等も参考にしつつ、日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する必要がある。

⑤体験活動の指導者養成

- 国立青少年教育振興機構は、指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する必要がある。

(3) 青少年教育施設の役割・取組について

- 全国28の国立青少年教育施設は、青少年の体験活動を推進するナショナルセンターとして、指導者養成、調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等を実施している。また、学校・企業・民間団体、民間団体等との連携・ネットワーク作りを担っており、さらにその機能を強化する必要がある。
- 今後、例えば閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、より効果的・効率的な在り方について、さらに検討が必要である。
- 「稼働率の低い施設」については、過去の閣議決定において「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないもの」とされており、引き続き、それを踏まえることが適切である。
- 宿泊室稼働率と併せて、教育上の効果やナショナルセンターとしての機能の発揮など、多面的な評価が必要である。
- 青少年団体、NPO、企業、学校等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営のさらなる推進や、幅広い人事交流等が必要である。
- 公立青少年教育施設では、指定管理者制度の導入が進んでいるが、安全面での問題が生じているとの意見もあり、地域の体験活動の拠点として活用されるように、これまでのメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的な支援をする必要がある。
- 都市型の青少年教育施設についても今後検討する必要がある。

4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について

- 非常時の生活を想定した体験を行う機会を設ける必要がある。
- 国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラムの開発・実施などを行い、防災拠点としてその機能強化を図る必要がある。

5. 青少年の国際交流の推進について

- 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、様々な活動を協力して実施するなどの国際交流体験を積むことが不可欠である。世界スカウトジャンボリーに対する支援や、青少年教育施設を活用した国際交流事業など、その取組の一層の充実が重要である。

6. 今後さらに議論すべき事項

- 民間団体等の活性化方策
- 体験活動を総合的に推進するための法律の整備